

(様式3)

令和3年2月15日
京丹後市

「京丹後市成年後見制度利用促進基本計画（素案）」に対する意見募集の結果

京丹後市では、「京丹後市成年後見制度利用促進基本計画（素案）」に対する意見の募集を、令和2年12月2日から同年12月18日まで行いました。その結果、8件のご意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。今後、頂いたご意見を踏まえ、計画策定の準備を進めていくことといたします。

1 概要

京丹後市では、「京丹後市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するため、令和2年12月2日から同年12月18日まで意見の募集を行いました。

その結果、5人から8件のご意見を頂きました。頂いたご意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

京丹後市では、頂いたご意見を踏まえ、令和3年3月を目処に「京丹後市成年後見制度利用促進基本計画」を作成する準備を進めていくことといたします。

【連絡先】

連絡先： 健康長寿福祉部長寿福祉課
住 所： 〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 691 番地
電 話： 0772-69-0330
F A X： 0772-62-1156
電子メール： chojufukushi@city.kyotango.lg.jp

(関係報道資料)

「京丹後市成年後見制度利用促進基本計画（素案）」に対する意見募集の実施
(令和2年12月2日発表)

(様式3)

別紙

「京丹後市成年後見制度利用促進基本計画（素案）」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
<p>第1章 4. 計画策定のための取り組み及び体制 (p4)</p> <p>「意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、幅広い意見を聴取し、その反映に努めました」について</p>	<p>パブリックコメントだけで幅広く意見を聞くことは無理です。まず成年後見制度を利用している親族後見人の生の声を聞くことが大事です。後見人に就任してからどのような苦労をされて、どのようなメリット、デメリットを感じているのかを聞くことが大切です。専門職後見人ではなく、親族後見人に聞いてください。メリットを実感できる成年後見制度にするためには、デメリットをよく知ることが大事です。親族後見人なら具体的に成年後見制度の問題点を指摘してくれるはずです。</p>	<p>現状、市では、制度を利用されているすべての方に、誰が成年後見人等として選任されているのかを把握することが困難な状況であります。</p> <p>国の方でも、今後の家庭裁判所と中核機関との情報共有のあり方についてなどの議論が進められているとも伺っておりますが、そうした動きも注視してまいりたいと思います。</p> <p>ご意見として受け止め、今後の取り組みの参考にさせていただきます。</p>
<p>第2章 2. (5)成年後見制度に関する取り組みの課題について(p18)</p>	<p>成年後見制度に関する取り組みの課題の所で、「後見人の報酬の負担感があり」の記述では、抽象的でわかりにくいので、具体的な記述をお願いします。</p> <p>例えば、「後見人及び後見監督人の報酬は、財産状況によりそれぞれに月々3～6万円、年間36～72万も支払う必要があり」としてはどうでしょうか。</p> <p>また、高額な報酬が必要なことが、後見制度の利用が進みにくい大きな理由なので、課題の下の方ではなく、上の方に記述をお願いします。</p> <p>アンケートを取っておられますが、後見制度を利用している親族等へのアンケートがなく、後見制度の満足度やメ</p>	<p>①後見人及び後見監督人の報酬額にかかる具体的な記述について</p> <p>成年後見人等の報酬については、家庭裁判所が当事者の資力やその他の事情に応じて、その裁量により決定がなされているところです。京都家庭裁判所の標準的な報酬額の目安はホームページ上で示されてはおりますが、それぞれの状況による場所がありますので、個別具体的な記載は差し控えさせていただきます。</p> <p>京都家庭裁判所 HP： https://www.courts.go.jp/kyoto/saiban/katei/14/Vcms4_00000397.html</p>

	<p>リット、デメリットの生の声が盛り込まれておらず、また成年後見制度に関する取り組みの課題にも反映されておらず、不十分です。後見制度を利用している親族等へのアンケート、その結果の記述をお願いします。後見制度を利用している親族等にアンケートをとるのであれば、観点は次のように設けて</p> <ul style="list-style-type: none">・財産を管理することについて・様々な支払いをすることについて・様々な契約をすることについて・後見人及び後見監督人への報酬について <p>「おおむね満足」、「どちらか」といって満足、「どちらか」といって不満、「大変不満」で回答していただいでどうでしょうか</p>	<p>②課題の順番について</p> <p>課題の順番に優劣をつけているものではないので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>③親族等へのアンケート実施について</p> <p>現状、市では、制度を利用されているすべての方に、誰が成年後見人等として選任されているのかを把握することが困難な状況であります。国の方でも、今後の家庭裁判所と中核機関との情報共有のあり方についてなどの議論が進められているとも伺っておりますので、そうした動きを注視しながら、この先、親族等からの情報収集の仕組みを探ってまいりたいと思います。</p>
<p>第3章 1. 基本的な考え方 (p19)</p>	<p>「本計画は、京丹後市地域福祉計画の基本理念を引き継ぎ」とあるが、計画が置き換わるように感じるので、「を引き継ぎ」について「と連動し」とか「の基」とした方がよいのではないか。市の福祉関係最上位計画は「地域福祉計画」であり、それ以外はそれにぶら下がる分野別の（狭義の）計画とし位置付けるもの。第3次の地域福祉計画の基本理念等が示されているが、1年後には第4次となるので、古い計画をわざわざ出す必要はないのではないか</p>	<p>ご指摘を踏まえ、他の計画との表現にあわせて、表記を修正いたします。</p> <ul style="list-style-type: none">・「…京丹後市地域福祉計画の基本理念で示された理念と方向性を共有しつつ…」・地域福祉計画の基本理念の削除

<p>第2章 2.(3)の表4について(p15)</p> <p>京都府が実施された活動状況調査を根拠として、同表下部の※で現状が示されていますが、京都府内全域はもとより、貴市においても、京都弁護士会、リーガルサポート(京都司法書士会)、ばあとなあ(京都社会福祉士会)だけではなく、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター京都府支部(京都府行政書士会)に属する会員も成年後見制度に係る活動をしているにもかかわらず、示された現状には反映されておらず、あたかも、後見人として活動しているのは調査票に記載されている三団体だけであるかのように読み取れますが、「京都府北部で活動している専門職後見人」の状況調査について、他の専門職団体にも呼び掛け等をされたのでしょうか？</p> <p>また、掲載されている活動状況調査票は京都府実施分であるため、今回の基本計画策定にあたり、貴市独自の根拠資料とするための状況調査を実施することの検討はなされたのでしょうか</p>	<p>平成28年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を基に、平成29年3月24日に内閣府で閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」では、その策定段階より、成年後見制度の担い手として6つの団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、税理士会、精神保健福祉士会)が指定されました。</p> <p>ただし、基本計画にすべての団体を列記することは紙面の都合上、難しいとの理由から「弁護士、司法書士、社会福祉士等」と標記されるにとどまり、行政書士会、税理士会、精神保健福祉士会については「等」に含まれると解す(厚生労働省担当者)という説明があり(平成29年6月8日(木)大阪府新別館北館多目的ホール：成年後見制度利用促進基本計画にかかる説明会(近畿ブロック)に当職出席。)現在に至りますが、貴市の基本計画においても同様の表記となっていることから、6つの団体を基本計画における担い手の対象としていただいているのであれば、P15の活動状況調査のみならず、貴市における「等」に含まれる3つの団体にも専門職後見人としての受け皿調査を実施されるのが本筋と思料いたしますが、現在までのところ、京都府からも貴市からも当該状況調査の連絡はいただいておりません。</p>	<p>①専門職後見人の活動状況調査について</p> <p>計画策定は各市町村で取り組む努力義務があり、各市町村がそれぞれの団体に調査を実施するには課題もあることから京都府が実施した調査結果を参考として、表4に掲載をしています。そういった経過から、市独自での状況調査の実施は行っておりません。</p> <p>しかしながら、圏域の実情といたしましては、親族以外の成年後見人等が選任されており、表4に挙がっている専門職団体以外にも、成年後見制度の担い手として活動されている状況にあることは把握しておりますので、ご指摘を踏まえ、※で示す現状の内容について、一部修正いたします。</p>
---	---	--

(様式3)

<p>第3章 2. 基本目標について (p20)</p> <p>貴市における本計画の基本目標として「今後の成年後見制度の需要増及び専門職による担い手不足に対応するため」と記載されていますが、ここに記載されている専門職には、上記「意見1」で述べた6団体のうちの「等」に含まれる3団体は想定されていないと感じています。 地域資源を有効に生かすことが大切と明記されているのであれば、「等」に含まれる3団体にも協力を求めるべきと思料しますが、いかがでしょうか。</p>	<p>貴市が専門職団体として認識されている団体は、京都府の活動状況調査票を掲載され、※で説明文を添えられていることから推測できますが、「等」に含まれる3団体の会員が、貴市に全く事務所を構えず、活動もしていない状況であるならばやむを得ないところではありますが、税理士も精神保健福祉士も活動されていますし、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターは日本行政書士会連合会が平成22年に設立したもので、属する会員は行政書士です。当支部は平成25年11月に設置され、京都府北部地域においても偏在することなく地域に溶け込んで活動しています。</p> <p>確かに、当支部における京都府北部地域での会員数はP15に記載されている3団体と比すれば少ないですが、他の団体に類を見ない独自の業務管理体制（最高裁判所事務総局家庭局からも高い評価を得ています）を持ち、高い職業倫理に則って、財産管理偏重ではなく支援が必要な方に寄り添う身上保護を主軸とした活動を行っており、会員の受任件数、受任可能件数も相当なものがありますので、貴市における地域資源の一つとして有効利用していただきたく存じます。</p>	<p>圏域の実状といたしましては、親族以外の成年後見人等が選任されており、表4に挙げられている専門職団体以外にも、成年後見制度の担い手として活動されている状況にあることは把握いたしております。今後、成年後見サポートセンター（中核機関）が中心となりながら、地域の実状に応じた連携・協力体制づくりを進めてまいります。</p>
<p>p5の語句解説「ノーマライゼーション」について</p>	<p>「成年被後見人等が、成年被後見人等でないと人と等しく…」とありますが、「成年被後見人等が、成年被後見人等でないと等しく…」だと思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、表記を修正いたします。</p>

(様式3)

<p>p 25 の「アウトリーチ」という言葉について</p>	<p>初めて聞きました。社会福祉の分野では当たり前に使われる言葉とのことですが、語句の解説で「助けが必要であるにも関わらず自ら申し出ない方々に対して、積極的に働きかけ支援を届けること」等としていただけると、より分かりやすいのではないかと思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、注釈を追記いたします</p>
<p>p 29 の「…近隣市町との連携をはかり、…」について</p>	<p>前の行で、「…機能強化が図れている。」となっているので、こちらも「…近隣市町との連携を図り、…」に表現を統一しては、と思いました。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、表記を修正いたします。</p>